

資 料 一 覧

- 1 広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針（指定管理者関係分抜粋）
- 2 個人情報取扱特記事項
- 3 施設内容（似島臨海少年自然の家）
- 4 利用状況（似島臨海少年自然の家）
- 5 事業の実施に関すること（似島臨海少年自然の家）
- 6 広島市行政手続条例に係る審査基準（似島臨海少年自然の家）
- 7 指定管理料算定参考資料（似島臨海少年自然の家）
- 8 備品リスト（似島臨海少年自然の家）

広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針(指定管理者関係分抜粋)

1 目的

この事務処理方針は、広島市暴力団排除条例第6条及び第7条の規定を円滑に運用するため、本市が実施する事務又は事業が暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することにならないよう、本市が講じる暴力団排除の措置について、その取扱いを定めるものである。

2 定義

(1) 暴力団

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(2) 暴力団員

法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(3) 県公安委員会公表者

暴力団への利益供与を行ったことなどにより、広島県暴力団排除条例(平成22年広島県条例第37号)第19条第3項の規定による公表が現に行われている者をいう。

広島市暴力団排除条例においては、暴力団員及び県公安委員会公表者を「暴力団員等」と定義している。

(4) 暴力団密接関係者

次のいずれかに該当する者をいう。(実際の排除時の認定については、広島県警察本部(以下「警察本部」という。)との個別協議を要する。)

ア その行うべき事業の経営若しくは運営を暴力団若しくは暴力団員等(暴力団員及び県公安委員会公表者をいう。以下この項目において同じ。)に行わせ、経営上若しくは運営上の重要事項の決定に暴力団若しくは暴力団員等に関与させ、又は暴力団員等を役員若しくは店舗、工場その他の事業所を代表する使用人としている事業者

イ 暴力団が勢力を誇示するために行う活動若しくは暴力団に特有の行事に参加し、又はこれらの活動若しくは行事の開催を支援するなど、積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与することとなる行為をしている者(事業者を含む)

ウ 暴力団員とゴルフ、飲食(生活上必要な日常の食事を除く。)、旅行その他の遊興をしばしば共にし、又は暴力団若しくは暴力団員と社会通念上形式的又は儀礼的なものと認められる限度を超えた贈答を行うなど、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者(事業者を含む)

エ 情を知って、上記アからウまでの者を利用している者(事業者を含む)

オ 情を知って、上記アからウまでの者に資金等を供給し、又は便宜を供与している者(事業者を含む)

(5) 排除対象者

原則、前記(1)～(4)に該当するものをいう。(ただし、前記(4)の暴力団密接関係者を排除対象者とするかどうか等については、事務事業の内容に応じて判断するものとする。)

(6) 事務事業

原則として本市が実施する全ての事務又は事業をいう。

(7) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利する

事務事業を通じて暴力団にとって有益となる行為を行うことにより、暴力団の組織の維持・拡大に資することをいう。

3 暴力団排除の基本的な考え方

(1) 排除の対象となる事務事業

暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利するおそれのある事務事業とする。

(2) 排除の根拠となる規程等の整備

排除の対象となる事務事業については、暴力団の排除の根拠となる条例、規則、要綱、要領等を個別に整備し、排除の基準を明確にする。

(3) 排除の方法

排除の対象となる事務事業の相手方が排除対象者である場合、あるいは、事務事業により暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することとなると認められる場合には、契約、許認可、補助金等の交付、公の施設の指定管理者の指定又は使用の許可等の事務事業において、その相手方としない等必要な措置を講じる。

(4) 排除の例外

事務事業のうち、次に掲げるものについては、排除措置を行わないことができる。

ア 事務事業の内容から暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利するものとならないもの。

(7) 事務事業の相手方が公益的法人等、公共的団体等、公益事業者など、排除の対象として確認を行う必要のない団体等（後記(5)参照）に限定されているため、暴力団が関与する可能性がないもの。

(イ) その他、事務事業の内容から暴力団が関与する可能性がないもの。

イ 法令等に基づく許認可、登録などの事務で、要件や欠格事由が明確に限定されており、本市の裁量により排除対象者であることを理由に排除ができないもの。（食品衛生法に基づく営業許可等）

ウ 排除措置の内容にかかわらず、措置を行うこと自体が、事務事業の目的、趣旨を大幅に逸脱するもの又は基本的人権を侵害すると判断されるもの。（各種奨学金制度、医療費助成等）

エ その他、災害時等緊急を要する場合に排除措置を行うことにより事務事業が遅延し、市民生活に支障をきたすなど、排除措置を行うことが適当でないもの。

(5) 排除の対象として確認を行う必要のない団体等

次に掲げる団体等については、暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することがないと考えられることから、警察本部への照会等排除の対象としての確認は行わないものとする。

ア 国及び地方公共団体

イ 特殊法人、認可法人、特別民間法人、独立行政法人及び地方独立行政法人

ウ 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の規定により地方公共団体が条例で定める公益的法人等

エ 国又は地方公共団体が構成員となっている実行委員会、協議会等の団体

オ 農業協同組合、商工会、社会福祉協議会、青年団等の公共的団体等

カ 電気事業者、ガス事業者等の公益事業者

キ 町内会、自治会等の地縁団体、子ども会、老人会等の特定の目的をもって地域で組織される団体、又はその連合会など、その団体の活動内容等により暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利用するおそれのない団体

ク その他、本市がその団体の活動内容等を詳細に把握しており、暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利用するおそれがないことが明らかな団体

(6) 国の法令等に基づく排除措置

本市の裁量が及ばない法定受託事務等で、国の法令等に基づき暴力団の排除措置を講じる事務事業については、この事務処理方針によらず、当該法令等により排除措置を講じるものとする。(産業廃棄物処理業からの暴力団排除、暴力団員に対する生活保護の適用等)

4 具体的な作業手順

(1) 関係規程等の整備

各所属において、前記3「暴力団排除の基本的な考え方」に基づき、所管する事務事業に係る規程や関係様式等の改正等の必要性について確認し、必要なものについては下記の手順を参考として規程等の整備を行う。

ア 排除規程(規則、要綱等)の整備

(ア) 入札時、許認可等申請時(事前)における排除条項の整備

- 事務事業の相手方から暴力団、暴力団員、県公安委員会公表者及び暴力団密接関係者を排除する条項を整備する場合

【規定例1-(1)】

次に掲げる者は〇〇としない。

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
- 2 広島県暴力団排除条例(平成22年広島県条例第37号)第19条第3項の規定による公表が現に行われている者
- 3 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

【規定例1-(2)】

次に掲げる者は〇〇できない。

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
- 2 広島県暴力団排除条例(平成22年広島県条例第37号)第19条第3項の規定による公表が現に行われている者
- 3 次のいずれかに該当する者
 - (1) その行うべき事業の経営若しくは運営を暴力団若しくは暴力団員等(暴力団員及び上記2の規定による者をいう。以下同じ。)に行わせ、経営上若しくは運営上の重要事項の決定に暴力団若しくは暴力団員等に関与させ、又は暴力団員等を役員若しくは店舗、

工場その他の事業所を代表する使用人としている事業者

- (2) 暴力団が勢力を誇示するために行う活動若しくは暴力団に特有の行事に参加し、又はこれらの活動若しくは行事の開催を支援するなど、積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与することとなる行為をしている者
- (3) 暴力団員とゴルフ、飲食（生活上必要な日常の食事を除く。）、旅行その他の遊興をししばしば共にし、又は暴力団若しくは暴力団員と社会通念上形式的又は儀礼的なものと認められる限度を超えた贈答を行うなど、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (4) 情を知って、上記(1)から(3)までの者を利用している者
- (5) 情を知って、上記(1)から(3)までの者に資金等を提供し、又は便宜を供与している者

- 許可・承認等が暴力団の利益になる（又はそのおそれがある）と認められることを排除する条項を整備する場合

【規定例2】

次のいずれかに該当するときは〇〇する（しない）ことができる。

- 1 暴力団の利益になり、又はそのおそれがあると認められるとき。

(イ) 契約締結後、許認可等決定後（事後）における排除条項の整備

- ・ 契約締結後や許認可等決定後に、暴力団、暴力団員、県公安委員会公表者又は暴力団密接関係者であることが判明した場合、又は暴力団の利益になり若しくはそのおそれがあると認められた場合に、契約の解除、許認可等の取消や補助金等の返還をさせることができる旨の規定を整備する。
- ・ 事務事業からの排除を逃れるため、暴力団員、県公安委員会公表者又は暴力団密接関係者であることを隠ぺいするなど、虚偽の申請等を行った場合は取消しや解除、解約等ができる規定を整備する。
- ・ 事業の内容に応じて、違約利息、損害賠償等の規定を追加する。

イ 関係様式等の改正等

暴力団排除のための関係様式等の改正については、次のようなものが考えられることから、必要に応じた改正等を行うものとする。

(7) 警察に照会するための情報の収集等

暴力団員、県公安委員会公表者又は暴力団密接関係者の該当性について警察に照会を行う場合には、相手方の「氏名」、「読み仮名」、「生年月日」が必要となることから、それらの情報を収集するための申請書等の改正を行う。

- ・ 申請者等が個人の場合は、「氏名」、「読み仮名」、「生年月日」がわかるように申請書等の様式を改正する。
- ・ 申請者等が法人の場合には、必要に応じて、役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）の「役職名」、「氏名」、「読み仮名」、「生年月日」を記入した役員名簿を添付するよう規程等を改正する。
- ・ 法人以外の団体等の申請の場合も同様とする。

- ・ 警察等に照会する旨を申請書等に記載し、相手方の同意を得る。

【記載例】

〇〇を承諾のうえ、次のとおり申請します。また、この申請書の内容について、暴力団排除のため、関係する官公庁へ照会する場合がありますことに同意します。

【留意点】

申請書等への生年月日の記入は、個人情報利用目的を明確にしたうえでないとトラブルの元になるおそれがあることから、警察等への照会の同意を得るなど、その利用目的を相手方に周知する必要がある。

(イ) 事前確認欄の整備

申請等を行う際に、申請等を行おうとする者が自ら「不承認事由」を確認することができるよう、申請書等にチェック、署名欄を設ける。

【記載例】

(チェック欄)

- 暴力団員又は暴力団関係者ではありません。
- 暴力団の利益になる〇〇ではありません。

署名(自署) _____

(ウ) 誓約書等の作成

従来の申請書に加え、暴力団員等でないこと、暴力団の利益になるものでないことなどの誓約書を新たに作成する。

ウ 警察への規程等の送付

暴力団の排除措置を講じている関係規程等は、市民局市民安全推進課を経由して警察本部に送付する。

また、関係規程等の改正を行った場合も同様とする。

(2) 事務事業の相手方への周知

所管する事務事業について、暴力団排除の根拠となる関係規程等の改正を行った場合は、速やかに改正の趣旨及び改正内容を事務事業の相手方又は相手方になろうとする者に対して周知するよう努めるものとする。

5 具体的な排除方法及び警察本部への照会の基準等

(1)~(4) (略)

(5) 指定管理者の指定に係る事務

ア 排除の対象

暴力団、暴力団員、県公安委員会公表者及び暴力団密接関係者

イ 警察本部への照会の基準等

(7) 照会の基準

公の施設の指定管理者候補の選定において、公募とする施設の指定管理者として応募した者及び非公募とする施設の指定管理者として選定しようとする者について、相手方が排除対象者か否かを照会する。(排除の対象として確認を行う必要のない団体等(前記3「暴力団排除の基本的な考え方」の「(5) 排除の対象として確認を行う必要のない団体等」参照)を除く。)

(4) 外部からの通報時の処理基準

指定管理者として指定した後に外部からの情報提供等により、相手方が排除対象者である疑いが生じた場合は、市民安全推進課と協議のうえ、必要に応じて警察本部に確認する。

ウ 具体的な排除方法等

(7) 応募時の警察本部への照会により相手方が排除対象者であると判明した場合は、選定の対象外とする。

(4) 指定した後、外部からの情報提供等に基づく警察本部への確認により、又は警察本部からの通報により相手方が排除対象者であることが判明した場合は、既にした指定を取り消すとともに、本市の損害に係る賠償の請求等必要な措置を講じる。

(6) 公の施設の使用の許可等に係る事務

ア 排除の対象

暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することになる使用（相手方が暴力団員等であることの該当性により判断するのではなく、使用目的や内容で判断する。）

【排除の対象となる使用の例】

1 暴力団の威力誇示や組織維持につながるもの

- 会議室を使用した襲名披露式、出所祝
- 会議室を使用した結婚披露宴（威力誇示や組織維持につながるものに限る）
- ホールを使用した組織拡大に資する講演会

2 暴力団の資金源につながるもの

（施設を使用して得た収益金が暴力団の資金源になるものに限る）

- ホールを使用したコンサート
- 体育館を使用した格闘技大会
- ロビーやギャラリーを使用した倒産品市
- 公園や公共広場等を使用したイベント（露店の出店を含む）

イ 警察本部への確認の基準等

(7) 確認の基準

公の施設の使用等の申請（予約）時の使用目的・内容、相手方の言動等により、排除対象となる使用の疑いがある場合（市民安全推進課と協議し、その必要があると判断した場合に限る）

(4) 外部からの通報時の処理基準

外部からの情報提供等により、排除対象となる使用である疑いが生じた場合は、市民安全推進課と協議のうえ、必要に応じて警察本部に確認する。

ウ 具体的な排除方法等

(7) 申請（予約）時の警察本部への確認により排除対象となる使用であると判明した場合は、不許可・不承認とする。（申請と同時に許可を与えるものなど、既に許可等を行っているものについては、許可の取り消し等を行う。）

(4) 許可等の決定後、外部からの情報提供等に基づく警察本部への確認により、又は警察本部からの通報により排除対象となる使用であることが判明した場合は、既にした許可等を取り消すとともに、使用料に係る清算等必要な措置を講じる。

エ 申請窓口における周知等

- (7) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することになる使用を排除するため、「暴力団の利益となる使用は不許可とする。」「使用許可の決定にあたり、警察と協議する場合がある。」ことを申請窓口等で周知するとともに、このことに承諾を得るために「使用申請書」等の様式を見直すものとする。(必要に応じて「利用規約」「利用の手引き」等の改正を行う。)

※ 前記4「具体的な作業手順」の「(1)関係規程等の整備」を参照

- (イ) 暴力団への対応は、個人ではなく組織として対応する必要があることから、施設毎の実情を踏まえた対応マニュアルを策定するとともに、定期的な職員研修を実施するものとする。

(7) (略)

6 警察本部への照会等

(略)

7 広島県暴力団排除条例第19条第3項の規定による公表について

(略)

8 収集した情報の適正な管理

暴力団排除に係る相手方の「氏名」、「読み仮名」、「生年月日」の情報の収集、警察本部に対するこれらの情報の提供は、本市が実施する事務又は事業が暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することにならないよう、本市が必要な措置を講じるためのものであり、それ以外の目的で利用又は提供してはならない。

9 その他

(略)

附 則

この事務処理方針は、広島市暴力団排除条例の施行の日から施行する。

(別添) (略)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、本業務を行うに当たっては、広島市個人情報保護条例その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、本業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。本協定の期間満了後、又は本協定の解除後においても同様とする。

(従事者の監督)

第3 乙は、本業務に従事している者に対し、本業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。本協定の期間満了後、又は本協定の解除後においても同様とする。

(収集の制限)

第4 乙は、本業務を行うために個人情報を収集するときは、本業務の目的の範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外の利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、本業務に関して知り得た個人情報を本業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止)

第6 乙は、本業務を行うための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(適正管理)

第7 乙は、本業務に関して知り得た個人情報の漏えい、改ざん、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所以外での業務の禁止等)

第8 乙は、本業務の作業場所を甲に報告するものとし、当該作業場所以外で本業務を行ってはならない。また、甲が指定する場所又は当該作業場所以外に個人情報を持ち出してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第9 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、本業務を行うために甲から提供を受け、又は自ら収集した個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第10 乙は、本業務を行うために甲から提供を受け、又は自ら収集した個人情報が記録された資料等を本協定の期間満了後又は本協定の解除後、直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

(事故発生時における報告等)

第11 乙は、本協定に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがある場合は、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。本協定の期間満了後、又は本協定の解除後においても同様とする。これらの場合において、乙は、甲から立入検査の実施を求められたときは、これに応ずるものとする。

(開示等の求めに応ずる義務)

第12条 乙は、その保有する個人情報について、個人情報の本人から開示、訂正又は利用停止を求められた場合は、甲が行う個人情報の取扱いの例により、これに応ずるものとする。

注1 「甲」は広島市を、「乙」は指定管理者を指す。

2 管理業務の実態や協定の内容に則し適宜必要な事項を追加し、また不要な事項は削除するものとする。

施設内容（似島臨海少年自然の家）

体育棟 （1,939.862 m²）

1階

施設名	設備内容	備考 (m ²)
プレイホール	映写機、バレーボール、バスケットボール、バドミントン、卓球、トランポリン、マット、ピアノ、ファイヤー台、室内トリム	690,604
玄関・ロビー	ウォータークーラー、海洋教室備品、コインロッカー、下足棚（420名）	
所長室	応接セット1	23.648
事務室	所内放送設備、総合防災センター	76.688
保健室	ベッド、薬品戸棚、救急用担架、洗面台、酸素ボンベ	16.816
宿直室	ベッド	13.870
便所	男女各1、障害者用1	106.596
シャワー室	男女各1（男子5基、女子6基）	
警備員室	ベッド、火災報知器副受信器	12.573
電気室		61.763
機械室		61.763
その他	印刷室、倉庫、エレベーター、その他	355.493

2階

施設名	設備内容	備考 (m ²)
研修室	固定黒板、放送設備、スクリーン、長机、椅子60名	155.043
準備室		26.279
放送室、映写室	映写装置、放送装置	26.975
予備室	ベッド5、円卓	35.321
便所	男女各1	35.422
その他（展示ロビー等）	民具、農具、漁具、平和学習資料、化石、岩石、貝の標本等の展示	238.008

生活棟 （793.457 m²）

1階

施設名	設備内容	備考 (m ²)
厨房	洗浄機、回転釜、冷凍冷蔵庫(5)、洗米機、自動炊飯器、ガスレンジ、フライヤー、食品切さい機、殺菌庫、芋洗機、食品消毒保管庫、一層シンク(5)、焼物器(2)	76.638
前室		8.225
食品庫		8.349
仕込室、事務室、更衣室、便所		20.94 3
浴室1	シャワー5、体重計、身長計	20.000
脱衣室1		15.000
浴室2	シャワー7、体重計、身長計	35.000
脱衣室2		21.000
便所	男女各1、障害者用1	30.000
その他		184.802

2階

施設名	設備内容	備考 (m ²)
食堂	定員236人、食卓35、椅子236脚、給湯器	286.543
パッケージ室		21.000
その他		65.957

宿泊棟 A棟 (522.929 m²) 定員68名

1階

施設名	設備内容	備考(m ²)
宿泊室	和室4(各室8名)	132.000
談話室	長椅子	19.300
リネン室		9.650
便所	男女各1、障害者用1	31.050
その他	倉庫等	67.682

2階

施設名	設備内容	備考(m ²)
宿泊室	和室4(各室8名)	132.000
リーダー室	和室1(4名)、棟内放送設備、金庫、冷蔵庫	28.950
洗面所		25.875
その他	ウォータークーラー	72.052

宿泊棟 B棟 (522.929 m²) 定員68名

1階 定員32名

施設名	設備内容	備考(m ²)
宿泊室	和室4(各室8名)	132.000
談話室	長椅子	19.300
リネン室		9.650
洗面所		4.370
便所	男女各1、障害者用1	31.050
その他	倉庫等	67.682

2階 258.877 m² 定員36名

施設名	設備内容	備考(m ²)
宿泊室	和室4(各室8名)	132.000
リーダー室	和室1(4名)、棟内放送設備、金庫、冷蔵庫	28.950
洗面所		25.875
その他	ウォータークーラー	72.052

宿泊棟 C棟 (529.835 m²) 定員66名

1階

施設名	設備内容	備考(m ²)
宿泊室	洋室3(各室8名)	78.300
研修室	30名	49.050
リネン室		9.650
洗面所	キッチンスペース付き	4.370
便所	男女各1、障害者用1	31.050
その他		75.560

2階

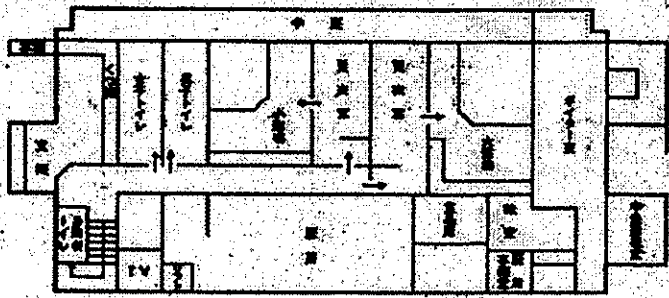
施設名	設備内容	備考(m ²)
宿泊室	洋室5(各室8名)	130.500
リーダー室	洋室1(2名)、棟内放送設備、金庫、冷蔵庫	28.950
洗面所		25.875

海水プール

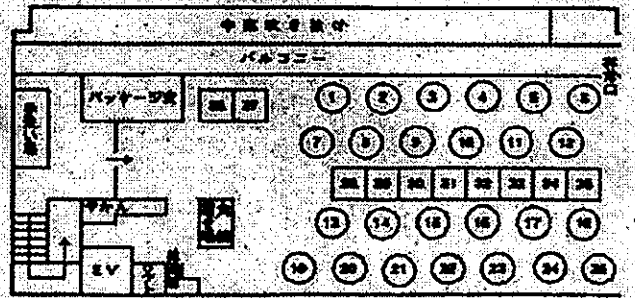
施設名	設備内容	備考 (㎡)
プール本体	海水プール (最小幅 4.5m×周長 125.8m×深さ 1m) 幼児プール (直径 6m×深さ 0.5m) ウォータースライダー (全長 59.59m) 着水プール (深さ 1m)	683.400
プールサイド 足洗い場 シャワーコーナー	パラソル9基、簡易テント1基 男女各1 男女各1、障害者用各1	1,509.00 0
玄関、ホール、廊下	下足棚 (男女各 72名)、コインロッカー ウォータークーラー	85.000
事務室、監視室	プール内放送設備、ベッド、薬品戸棚、洗面台	52.000
便所	男女各1、障害者用各1、見学者用トイレ	122.000
男女更衣室	男女各1、コインロッカー	56.000
その他	スロープ、通路、屋外階段、倉庫、その他	171.000

その他の施設

施設名	設備内容	備考 (㎡)
多目的広場	コンセント、100m×70m、サッカーゴール	7,000
自由広場	30m×20m	600.000
集いの広場	国旗掲揚台、コンセント	
テニスコート	全天候型 2面	
屋外便所	2	
炊飯場	かまど 20、蛇口 22	
エスキーテニスコート	4面	279.040
フィールドアスレチック場		
油庫		2.000
プロパン庫		14.000
展望広場	すべり台	

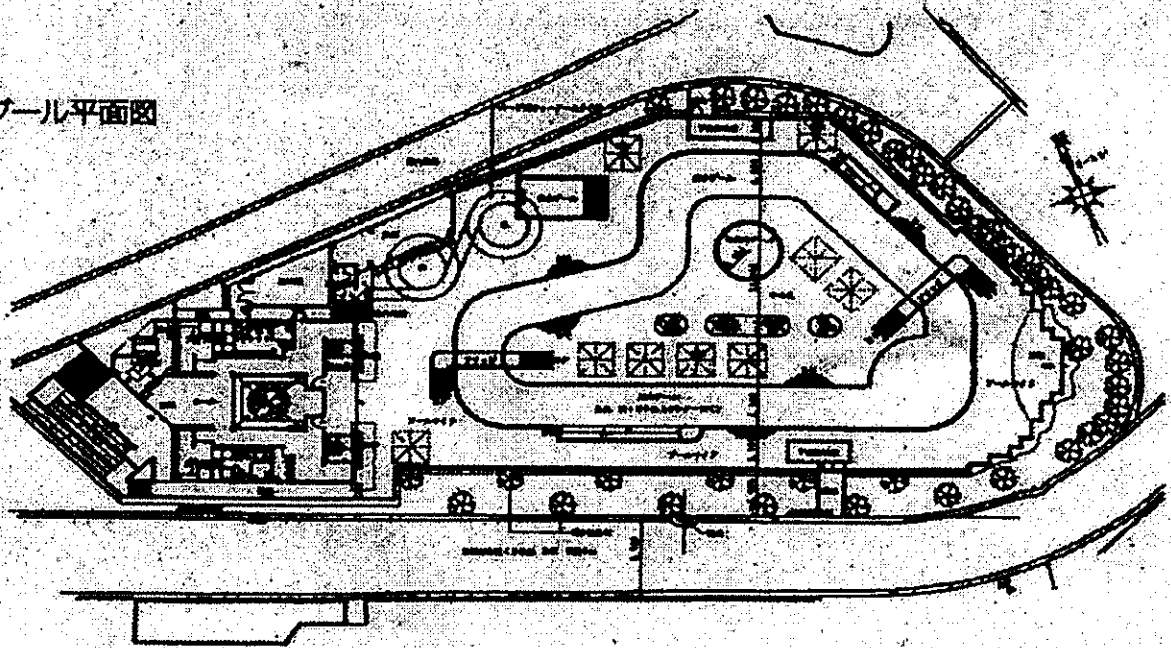


生活棟1階 浴室他

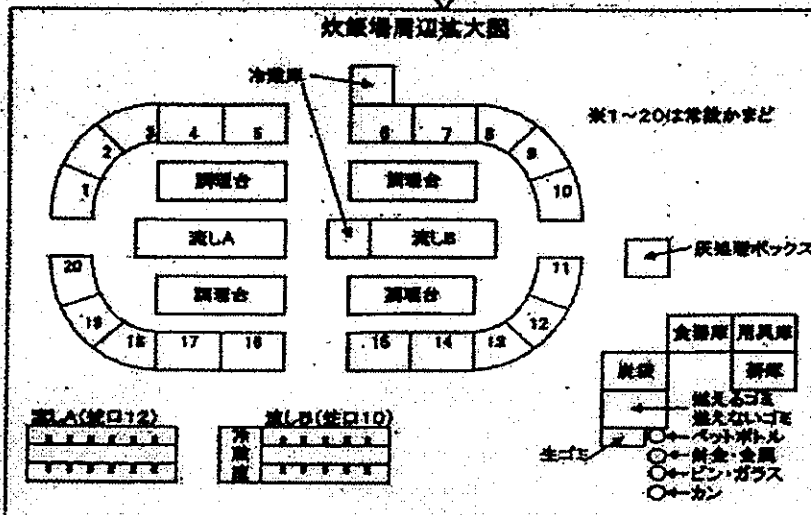
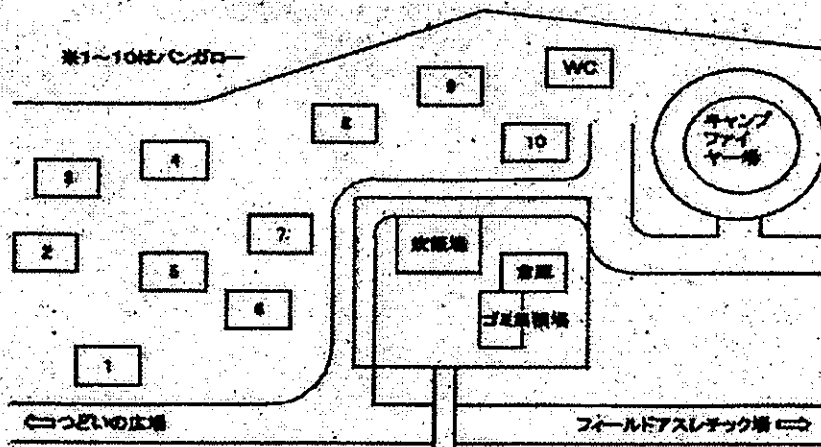


生活棟2階 食堂

海水プール平面図



キャンプ場平面図



利用状況（似島臨海少年自然の家）

利 用 状 況（似島臨海少年自然の家）

■平成28年度

区分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
宿泊棟	利用者数計（人）	1931	1454	1738	3338	3554	1894	1601	819	170	452	194	637	17782	
	宿泊	減主催	0	0	116	67	46	174	32	26	69	0	35	0	565
		免減免	6	2	277	603	48	9	16	2	0	0	1	0	964
		有料	1176	751	568	1236	1960	897	862	469	16	226	61	421	8643
		滞在最終日加算	749	701	777	1432	1500	814	691	322	85	226	97	216	7610
キャンプ施設	利用者数計（人）	0	331	788	692	2210	908	742	0	0	0	0	133	5804	
宿泊	減主催	0	0	0	54	0	0	0	0	0	0	0	0	54	
	免減免	0	0	4	2	1	6	5	0	0	0	0	0	18	
	有料	0	201	390	290	1349	448	366	0	0	0	0	88	3132	
	滞在最終日加算	0	130	394	346	860	454	371	0	0	0	0	45	2600	
日帰り		978	1034	1044	3188	1143	1361	1283	5278	877	1231	1810	612	19839	
海水プール		9	77	71	1334	2568	123	55	7	0	0	0	0	4244	
開所日数		26	24	26	28	29	26	25	24	23	23	23	26	303	

47669

■平成27年度

区分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
宿泊棟	利用者数計（人）	2195	1591	1047	3680	3119	2051	1508	526	536	266	330	1114	17963	
	宿泊	減主催	0	77	0	77	54	168	18	22	44	0	0	0	460
		免減免	2	3	2	1016	91	6	10	0	0	11	3	51	1195
		有料	1282	771	587	1190	1773	1027	849	317	224	122	162	602	8906
		滞在最終日加算	911	740	458	1397	1201	850	631	187	268	133	165	461	7402
キャンプ施設	利用者数計（人）	0	528	402	414	1389	966	870	0	0	0	0	102	4671	
宿泊	減主催	0	0	15	0	0	0	17	0	0	0	0	0	32	
	免減免	0	2	1	1	0	4	7	0	0	0	0	0	15	
	有料	0	331	185	206	963	479	411	0	0	0	0	68	2643	
	滞在最終日加算	0	195	201	207	426	483	435	0	0	0	0	34	1981	
日帰り		875	1478	1341	2596	1263	1599	1706	7607	916	567	1361	689	21998	
海水プール		37	79	41	967	2483	41	75	0	0	0	0	0	3723	
開所日数		28	24	25	29	29	26	26	23	23	23	23	27	306	

48355

■平成26年度

区分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
宿泊棟	利用者数計（人）	2367	1142	1964	3362	2657	1683	1710	593	465	168	280	933	17324	
	宿泊	減主催	0	16	51	109	77	156	31	14	58	0	0	0	512
		免減免	8	10	352	605	50	1	21	6	0	4	4	48	1109
		有料	1319	607	757	1314	1422	841	873	356	224	80	136	519	8448
		滞在最終日加算	1040	509	804	1334	1108	685	785	217	183	84	140	366	7255
キャンプ施設	利用者数計（人）	0	468	346	968	789	764	1304	0	0	0	0	123	4762	
宿泊	減主催	0	0	20	27	0	0	30	0	0	0	0	0	77	
	免減免	0	5	1	4	1	1	8	0	0	0	0	0	20	
	有料	0	266	152	453	411	381	614	0	0	0	0	82	2359	
	滞在最終日加算	0	197	173	484	377	382	652	0	0	0	0	41	2306	
日帰り		711	892	918	3746	945	2276	854	6503	1023	677	2309	1697	22551	
海水プール		68	80	24	783	1465	194	30	23	0	0	0	0	2667	
開所日数		27	25	26	27	28	26	26	24	23	23	23	26	304	

47304

※カヌー期間のうち12～3月は閉鎖 / 9月はプール期間が1日から10日まで、カヌー期間が11日から30日まで

事業の実施に関すること（似島臨海少年自然の家）

1 主催事業の実施状況

別添「平成28年度 主催事業実績（似島臨海少年自然の家）」参照

2 施設ボランティアの確保及び育成支援

似島臨海少年自然の家では、施設を拠点に施設ボランティアが活動しており、これまでも講座等の事業を企画・実施する際には、施設ボランティアの協力を得ながら実施してきた。施設ボランティアの協力を得ることにより、職員のみでは実施が困難な大規模な事業の実施が可能となり、また、青年の持つ感性を事業の中に取り入れることで、より魅力ある事業展開が可能になるなど、施設ボランティアの存在は、もはや利用者や施設にとっては欠くことができないものとなっている。

また、施設ボランティアに参加している青年達にとっても、青少年教育施設でのボランティア活動の経験は貴重であり、年齢や所属を越えたボランティア活動は、自らの新しい能力を見出し、交友関係を広げるなどその効用は計り知れない。

広島市では、今後も施設と施設ボランティアとの協力関係を発展的に継続させていく必要があると考えていることから、指定管理者は施設ボランティアの確保及び育成支援を行うこと。

施設名	似島臨海少年自然の家
施設ボランティア名	海賊船
結成年月日	昭和60年設立
クラブ員の構成	広島市内の大学生で構成
会員数	12名（平成28年7月現在）
活動の概要	主催事業「青年ボランティア養成宿泊研修会」をきっかけに発足。以後、似島臨海少年自然の家の主催事業の企画や運営補助、夏季臨時補助指導員などの活動により、施設の運営を支えている。また、定期的に青少年センターで研修等を行い、会員のレベルアップにも努めている。

平成28年度 主催事業実績 (似島臨海少年自然の家)

事業名	定員(人)	延参加者数(人)	趣 旨	備 考
① 家族DEミモザ見学登山ツアー	30	48	似島に自生するミモザの花が咲く時期に合わせて、ミモザの花の見学ツアーを主に家族対象で行うことで、似島の自然に関心を持たせると共に施設のPR活動につなげていく。	4/2(土) 日帰り
② 似島チャレンジ隊	48	42	似島及び当施設の特性を活かしたプログラムを実施し、似島の魅力に気づかせるとともに、仲間と協力しあうことや、やり抜くことへの達成感を味わう。	8/3(水)～4(木) 1泊2日
③ 似島アドベンチャー隊	36	13	似島の自然を活かした体験活動を通して、自然に関心を持たせる。また、自主性・協働性を養い、やり抜くことへの達成感を味わう。	11/5(土)～6(日) 1泊2日
④ あつまれ似島	48	35	集団生活を通し自然に親しみ、自主性・協働性を養い、友愛の精神を培うとともに、自然の中で創意工夫をし、創る喜びを体験させる。	12/17(土)～18(日) 1泊2日
【特色】 ⑤ 家族プールカヌー体験デー(春・秋)	60人×2回	80	家族を対象に、海水プールでのカヌー漕艇を広く開放しカヌーへの関心を高め、施設のPRを行い、利用促進を図る。	4/24(日)・9/25(日) 日帰り
⑥ 海の日家族キャンプ	100	121	「海の日オープンデー」と連携し、似島の特性を活かしたプログラムを提供するとともに、家族のふれあい、交流を深める。	7/16(土)～17(日) 1泊2日
【新規】 ⑦ 家族グルメキャンプin似島	20家族(60人)	35	似島産のカキを使用したカキ打ち、カキ料理、日本のバウムクーヘン発祥の地である当施設にて、当時のバウムクーヘンづくりを行い、似島の歴史や魅力に触れるとともに、家族及び家族間の交流を深める。	2/25(土)～26(日) 1泊2日
【見直し】 ⑧ 施設利用団体研修会(春・夏)	32人×2回	61	当施設を利用する小・中学校の野外活動担当者及び利用団体に、利用に関する事前説明を行なうとともに、体験学習等に対する理解を深め、指導者としての資質の向上を図る。	5/12(木)・8/10(水) 日帰り
⑨ 野外活動指導者養成セミナー	30	13	青少年の健全育成に関するボランティア活動を希望する青年に対し、自然体験活動に関わる研修等を通して、指導者の養成を行う。また、自然の家の主催事業の企画・立案・実施を通して実践の場を提供する。	6/18(土)～19(日) 1泊2日 11/19(土)～20(日) 1泊2日
⑩ 「感動塾・みちくさ」スタッフミーティング	20	70	「感動塾・みちくさ」を実施していく中で、プログラム中に気づけることや、子どもとの関わり方等を学び、本音に向けての共通認識を図る。	8月～9月
⑪ 施設ボランティアサークル「海賊船」の育成・支援	10	—	事業の企画、実施や野外活動に必要な知識技能を習得させ、施設の事業運営のボランティアとしての活動を通して、自己を高めるための支援を行う。	通年
⑫ 感動塾「みちくさ」	48	56	身近な自然や仲間との生活を通して、未知なる物への興味・関心や感動する心を育み、物事を科学的に捉える能力や態度を養う。	9/17(土)～19(月) 2泊3日
【特色】 ⑬ 海の日オープンデー	200	1,132	海の日にあわせて市民に海水プール等の施設を広く開放し、自然の家のPRと利用促進を図る。	7/17(日) 日帰り
【見直し】 ⑭ こども平和キャンプ	48	28	戦場の実態を再確認するために、平和記念資料館や被爆建物などを見学するとともに、似島が果たしてきた役割をフィールドワークを通して学習させる。	6/4(土)～5(日) 1泊2日
⑮ アトミックチャイルドキャンプ	10家族(40人)	32	アレルギー性皮膚疾患のある子どもを対象に、海水プールカヌーでの漕艇等を行いリフレッシュするとともに、皮膚科医による講習や質疑応答を通して、同じ悩みを持つ家族間での交流の場をもつ。	10/1(土)～2(日) 1泊2日
⑯ 初心者ファミリーフィッシング	100	75	釣り初心者家族を対象に釣りのマナー向上と環境美化活動等の講習会や釣りコンテストなどを通して、自然環境への関心と家族間のコミュニケーションづくりの機会を提供する。	10月30日(日) 日帰り
⑰ にのしま愛らんどフェスタ	200	908	似島公民館と共催で、似島の特性を活かした事業や学習成果の発表など地域の学びとふれあいの集いを開催し、まちづくりの活性化を図る。	11/27(日) 日帰り
⑱ 「似島ホテルの里」整備事業	20	176	南区役所地域づくり推進課及び似島公民館と共催し、ホテル(ハイケボタル、ヒメボタル)の生息しやすい環境を整備する等、活動を通して、まちづくり活動の支援を行う。	4～1月(日帰り6回、宿泊1回)
⑲ 似島魅力PR事業(出張PR等)	50人×6回	—	関係機関と連携して、自然の家での体験活動や公民館まつりなどへの出張PR活動において、似島の特性を活かしたプログラムを体験する機会を提供し、施設の認知・関心を高め利用者の拡大を図る。	通年
⑳ 特色ある海洋学習プログラム(総合学習)	60	74	地元小・中学校と連携し、自然の家の特性を活かしたカヌー実習、ローボート漕艇などのプログラムを実施する。	6/14(火)・7/1(金)・9/27(火)

